附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後のエネルギー対策特別会計事務取扱規則の規定は、平成二十七年度の予算から適用し、平成二十六年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。

○財務省・内閣府・経済産業省令第二号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　宮沢　洋一

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第二号ロ(3)を次のように改める。

(3)　親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失

別紙様式第一号第一の5を次のように改める。

5　貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

	繰入額	取崩額	純繰入額 （△純取崩額）	当中間 期末残高	摘　要
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
特定海外債券引当金勘定					
合　　計					

（記載上の注意）

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　百万円

別紙様式第一号第4の表記載上の注意8中「又は修正再表示」を「、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定」に改める。

別紙様式第二号第一の11を次のように改める。

11　貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

	繰入額	取崩額	純繰入額 （△純取崩額）	当中間 期末残高	摘　要
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
特定海外債券引当金勘定					
合　　計					

（記載上の注意）

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　百万円

別紙様式第二号第4の表記載上の注意8中「又は修正再表示」を「、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定」に改める。

別紙様式第二号第一の3の表及び同様式第2の2の表中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同様式第2の3(1)の表中

「少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）×
少数株主利益（又は少数株主損失）×
中間純利益（又は中間純損失）×」

を

「中間純利益（又は中間純損失）×××
非支配株主に帰属する中間純利益（又は非支配株主に帰属する中間純損失）×××
親会社株主に帰属する中間純利益（又は親会社株主に帰属する中間純損失）×××」

に改め、同表記載上の注意1(1)中「中間純利益金額又は中間純損失金額」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額」に、「中間純利益金額（」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額（」に、「中間純利益金額を」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額を」に改め、同記載上の注意1(2)中「中間純利益金額又は中間純損失金額」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額」に、「中間純利益金額を」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額を」に改める。

別紙様式第二号第2の3(2)の表中「少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）×××」を「中間純利益（又は中間純損失）」に、「少数株主に係る」を「非支配株主に係る」に改める。

別紙様式第二号第2の3(3)の表中

「少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）×
少数株主利益（又は少数株主損失）×
中間純利益（又は中間純損失）×
少数株主利益（又は少数株主損失）×
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）×」